

2020年3月17日

広島大学長
越智光夫様

広島大学教職員組合
執行委員長 中山祐正

団体交渉事項（4月1日制度改正案）に関する回答

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、2020年1月から交渉してきました22項目の内、以下1項目について、広島大学教職員組合の判断を示します。なお、本件は本来ならばより議論が必要であることを申し添えます。

記

1. 「URAの承継職員化」

教職員組合では承継職員化を望む職種（専門職の契約職員）を把握していますが、それらを差し置いて、日本で導入間もなく、本学では平成25年から雇用されはじめたURAだけを特別視するという事は、他の働く者への説明が付きません。むしろ、2020年3月12日協議において議論の結果、以下の疑問が消えることはなく、むしろ実態調査と対策を講じる必要性を強く感じるところです。

- (1) URAの名称に対するイメージと、職務内容の認識に労使間で齟齬があるため整理をする。
- (2) URAの中でも承継化の対象とするのはどの範囲のどの部門のURAであるのか整理し明示する。
- (3) URAが組織化されていないため、組織化し教育や研修を受けることが可能にすることを検討する。例えば、技術センター所属の技術職員のように、一元化し、その上で各現場に配置される、といった指揮命令系統を含む体制を検討する。
- (4) 統一的な評価内容、基準作成、評価者の明確化（客観性や数値化等）の必要性。また被評価者に評価結果を説明することも合わせて総合的に検討する。
- (5) 安全衛生委員会において当該職に関する労働時間把握等の労務実態（労働時間管理や職務内容の裁量）等の報告が必要。
- (6) 規則類の説明がないが、承継化された場合、当該職の職階や俸給表はどうなるのか。また、今回承継化されなかった人については今後承継化される機会や可能性があるのか。

(7) 上述(2)に関係するが、何名の対象者がいて、今回は何名が承継化されるのか。予定を求める。

しかし、他大学への体面上、貴殿が4月1日制度改正においてURAの承継職員化を強行止むなしとされるのであれば上記項目を継続交渉する旨の確約を別紙の通り求め、想定されている範囲のURAに限り承継職員化についてのみ認めます。そして、他職種の承継職員化の検討も求めます。承継職員化はURAのみではなく、専門職でありながら契約職員である組合員の保育士(たんぽぽ保育園・契約病院専門員)や滅菌作業職(SPDセンター・契約病院医療補助員)の願いでもあります。これら地道に数十年勤務を重ねている者への道を開くように併せて求めます。

以上